

(附属明細書ひな形)

第 期 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 附属明細書

住所

無尽株式会社

代表取締役 氏 名

(記載上の注意)

指名委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。第1条第1項の免許申請書又は法第35条の2の4の規定及び第23条第1項第3号又は第4号の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、提出者欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

1 計算書類に関する事項

(1) 有形固定資産及び無形固定資産

(単位：千円)

資産の種類	当期首 残高	当期増 加額	当期減 少額	当期償 却額	期末帳 簿価額	減価償 却累計 額	償却累 計率
有形固定資産 建物 土地 リース資産 建設仮勘定 その他の有 形固定資産							%
有形固定資産 計							
無形固定資産 ソフトウェア のれん リース資産 その他の無 形固定資産							
無形固定資産計							

(記載上の注意)

- 資産の種類については、重要性に応じて適宜区分して記載すること。
- 当事業年度の減損損失の金額は「当期減少額」の欄に括弧内書として記載し、「期末帳簿価額」の欄は減損損失控除後の金額を記載すること。
- 償却累計率は、取得価額に対する減価償却累計額と減損損失累計額の合計額の割合

を記載すること。

- 4 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

(2) 引当金

(単位：千円)

区 分	当期首 残高	当期増 加額	当期減少額		当期末 残高	計上理由及 び算定方法
			目的使用	その他		
貸倒引当金						
計						

(記載上の注意)

- 1 計上理由及び算定方法については、貸借対照表に注記したものを省略することができる。
- 2 当期首又は当期末に計上されている引当金(退職給付引当金を除く。)及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第54条の3第1項に規定する準備金等(以下「引当金等」という。)について、各引当金等の設置目的ごとの科目の区分により設置すること。
- 3 「当期減少額」欄のうち「目的使用」欄には、各引当金の設置目的である支出の事実の発生があつたことによる取崩額を記載すること。
- 4 「当期減少額」欄のうち「その他」欄には目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

(3) 営業経費

(単位：千円)

区 分	金 額
給 料 ・ 手 当	
勧 誘 費	
集 金 費	
退 職 給 付 費 用	
福 利 厚 生 費	
減 価 償 却 費	
土 地 建 物 機 械 賃 借 料	
営 繕 費	
消 耗 品 費	
給 水 光 熱 費	
旅 費	
通 信 費	
広 告 宣 伝 費	

諸会費・寄付金・交際費	
租 税 公 課	
そ の 他	
計	

(記載上の注意)

監査役(監査等委員会設置会社にあつては監査等委員、指名委員会等設置会社にあつては監査委員)が監査をするについて、参考となるように記載すること。

(4) その他の重要な事項

(記載上の注意)

その他計算書類の内容を補足するために必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

2 事業報告に関する事項

(1) 会社役員の兼職の状況

区 分	氏 名	兼職法人等名	役 職	摘 要

(記載上の注意)

1 本表における「会社役員」とは、取締役、監査役及び執行役をいい、会計参与を含まない。

2 第1条第1項の免許申請書又は法第35条の2の4の規定及び第23条第1項第3号又は第4号の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

3 取締役又は執行役については、他の法人等の業務執行者(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第6号イ又はロに掲げる者をいう。3において同じ。)を兼ねることが重要な兼職(会社法施行規則第121条第8号に規定する重要な兼職をいう。3において同じ。)に該当する者の兼職の状況(重要でないものを除く。)を記載すること。また、無尽業法第19条の規定に基づき金融庁長官の認可を受けている場合には、その旨を摘要欄に記載すること。

4 監査役については、他の法人等の業務執行者を兼ねることが重要な兼職に該当する者の兼職の状況(重要でないものを除く。)を記載すること。

5 兼職する他の法人等が金融業を営む場合には、その旨を摘要欄に記載すること。

(2) その他の重要な事項

(記載上の注意)

その他事業報告の内容を補足するために必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。